

平成26年度第1回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議事録

1 日時：平成26年7月24日（木）13時30分～14時30分

2 場所：千葉市中央コミュニティセンター5階 講習室2

3 出席者：

(1) 委員

横山 清亮委員（会長）、潮来 克士委員（副会長）、稲垣 總一郎委員、
小川 真実委員、織戸 正道委員

(2) 事務局

原市民自治推進部長

吉原市民総務課長、佐久間市民総務課長補佐、宮本総務係長、石橋主任主事、
石垣主事

山根市民サービス課長、伊原文化振興課長補佐、長谷部スポーツ振興課長補佐、
篠田公園管理課長補佐、竹田市民自治推進課主査

湯川中央区地域振興課地域づくり支援室長、田野花見川区地域振興課地域づくり支援
室長、南雲稲毛区地域振興課地域づくり支援室長、三浦若葉区地域振興課地域づくり
支援室長、渡辺緑区地域振興課地域づくり支援室長、坂本美浜区地域振興課地域づく
り支援室長

4 議題：

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の運営について
- (3) その他

5 議事概要：

(1) 会長及び副会長の選出について

委員の互選により、横山 清亮委員が会長に、潮来 克士委員が副会長に選任された。

(2) 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の運営について

本会に係る概要について、所管施設や各部会についてなどを中心に、事務局から説明
した。

(3) その他

議事録の公開について、事務局から説明した。

6 会議経過：

○司会 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にあり
がとうございます。

それでは、定刻となりましたので、平成26年度第1回千葉市市民局指定管理者選定評
価委員会を開会させていただきます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます、市民総務課課長補佐の佐久間でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、市の情報公開条例第25条に基づきまして、公開されております。

なお、現在のところ、傍聴人の方はいらっしゃっておりません。

本日は、夏季節電対策及び地球温暖化対策の一環といたしまして、職員は軽装とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、本日は委員改選後の第1回目の会議でございますので、ご就任いただきました委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料1「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会委員名簿」をご覧ください。名簿の順に、ご紹介させていただきます。

最初に、公認会計士でいらっしゃいます、潮来克士委員さんでございます。

次に、弁護士でいらっしゃいます、稲垣總一郎委員さんでございます。

次に、千葉大学法政経学部准教授でいらっしゃいます、小川真実委員さんでございます。

次に、公認会計士でいらっしゃいます、織戸正道委員さんでいらっしゃいます。

次に、弁護士でいらっしゃいます、横山清亮委員さんでいらっしゃいます。

以上、5名の皆様でございます。

なお、このほか、後にご説明させていただきますが、市民局は、指定管理者選定・評価の対象となります施設が多数あることから、部会を設置しておりまして、その部会の構成員となられる臨時委員の方々がこのほか21名加わる予定でございます。

続きまして、事務局職員をご紹介いたします。

市民自治推進部長の原でございます。

市民総務課長の吉原でございます。

なお、本日は、指定管理施設の所管課職員も出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、市民自治推進部長の原からご挨拶を申し上げます。

○市民自治推進部長　こんにちは。本日は、ご多忙のところ、当千葉市市民局指定管理者選定評価委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、熊谷市長がご挨拶申し上げるべきところでございますが、所用により参れませんので、私から一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方にはおかれましては、日頃より、千葉市の市政各般にわたり多大なるご支援・ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。また、この度は、委員へのご就任をご快諾していただきまして、本当にありがとうございました。本来であれば、ここで委員の皆様方お一人おひとりに委嘱状をお渡しすべきところではございますが、お手元にあらかじめお配りさせていただきましたので、どうぞご了承いただきたいと思います。

さて、本市では、公の施設の管理につきまして、市民サービスの向上や経費の節減等を図るため、各施設の設置管理条例に基づきまして、指定管理者制度を導入しております。また、その指定管理者の選定過程の透明性を図るため、「指定管理者の選定等に関する条例」を定めまして、財務あるいは法務等の専門家の先生、また、学識経験者

の皆様方におかれまして、選定評価委員会を設置しておるところでございます。

当市民局におきまして、当委員会を設置いたしまして、所管いたします64の施設につきまして、指定管理予定候補者の選定あるいは公の施設の管理に係る評価を行っていたおるところでございます。

施設が非常に多く、また、多岐にわたりますため、委員の先生方におかれましては大変なお手数をおかけすることとなりますが、どうぞ、高いご見識と、また豊富なご経験によりまして、忌憚のないご意見をいただければと存じます。

終わりに、今後とも、千葉市政の発展に引き続きご協力をいただきますことをお願い申し上げますとともに、皆様方のますますのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会　それでは、議事に入ります前に、改めて資料の確認をさせていただきます。

まず、机上的でございます、「諮問書の写し」と「席次表」でございます。

そのほかに、別綴りで、資料の一番上が「次第」でございます。続きまして、資料1が、「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会委員名簿」、資料2が、「市民局指定管理者選定評価委員会所管施設一覧」、資料3が、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」、資料4が、「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について（平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」、資料5が、「部会の設置について（平成24年7月24日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」、資料6が、「臨時委員の任期について（平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」。

以上をお配りしております。おそろいでしょうか。不足等がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、会議の成立について、ご報告いたします。本日は、全ての委員さんにご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

なお、会長が決定するまでの間、市民自治推進部長が、仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○司会　ご異議がないということですので、それでは部長、議事進行をお願いします。

○仮議長　ご承認いただきましたので、仮議長として、会議を進行させていただきます。

まず、議題に入ります前に、新たな委員になられた方もいらっしゃいますので、本会に係る概要につきまして、事務局からご説明させていただきます。

○市民総務課長　それでは、私から本会に係る概要についてご説明させていただきます。

まず、指定管理者制度についてでございますけれども、平成15年の地方自治法改正によりまして、公の施設の管理に関し、民間の業者なども含めた幅広い団体に委ねることを可能としたもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として創設された制度でございます。

本市では、平成18年度から指定管理者制度を導入し、その後、新たに設置された施設

につきましても、随時導入してきておりまして、市民サービスの向上と経費の節減を図っているところでございます。

先ほど、部長からもございましたが、平成22年3月に「指定管理者の選定等に関する条例」を定めまして、その中で本委員会も位置付けられたところございまして、指定管理予定候補者の選定及び指定管理者の行った公の施設の管理運営に係る評価につきまして、審議をお願いするところでございます。

委員の構成につきましては、財務等について知識又は経験を有する者、法務等について知識又は経験を有する者、学識経験者、その他市長等が適当と認める者で組織されます。また、任期につきましては、本日、平成26年7月24日から平成28年7月23日までの2年間でございます。

なお、他の部局と比べまして、市民局は対象となる施設の数が非常に多く、スポーツ施設や各区役所が所管するコミュニティセンターなどもありますことから、本委員会で全て審議することは大変でございますので、いくつかの部会を設置しております。本日の会議以降は、各部会に分かれてご審議いただくこととなります。この部会の設置につきましては、資料5「部会の設置について」をご覧くださいと存じます。ここにありますように、文化施設等を所管する市民・文化部会、スポーツ施設を所管するスポーツ部会、そして各区役所が所管するコミュニティセンター等に係る各区役所部会の合計8つの部会を置くことで議決されております。

また、部会の議決をもって委員会の議決とすることとなっております。

この各部会には、委員の皆様のうち2名の委員さん、それと臨時委員3名の、合計しまして5名の構成となりますが、このうち財務等について知識又は経験を有する者、法務等について知識又は経験を有する者、学識経験者がそれぞれ1名ずつは必ず入る構成になります。

なお、臨時委員の任期につきましては、資料6「臨時委員の任期について」にありますように、2年となっております、皆様の任期同様、平成28年7月23日までとなります。

概要につきましては、以上でございます。

○仮議長　それでは、議題に入らせていただきます。議題1「会長及び副会長の選出について」でございます。

会長の役割といたしましては、本委員会の議長を務めていただくほか、会議の招集、あるいは部会の委員の指名、議事録の承認等、会を代表していただきます。

また、副会長につきましては、会長を補佐していただき、会長に事故があるときは、その職務を代理していただくこととなります。

それでは、まず、会長の選出を行いたいと思います。

千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第9条第2項に基づき、委員の互選により選出することとなっております。どなたか立候補あるいは推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員　会長、副会長については、委員の方にぜひお願いしたいと思うんですけども。

○委員　もっともな意見だとは思いますが、ちょっとつけ加えたいんですけど、やっぱり委員の方も今後の千葉市政を担っていただく方々なので、会長はいきなりきついと思

うので、せめて副会長にはなっていたきたいなというのが我々の、私の個人的な見解です。

○仮議長 ありがとうございます。今、委員のほうからは、委員に会長、副会長。また、委員さんのほうからは、会長とまでは言わないけれども、副会長は、今後のこともあるので、委員さんも入ったらいかがかというご意見をいただきました。この辺につきまして、いかがでしょうか。

○委員 委員されますか。

○委員 委員を。マンネリ化を防ぎたいので、やっぱり委員に会長の重職を担っていただければなど。そして、副会長のほうには、委員から、話し合いで決めていただければありがたいなど。

○委員 決して押しつけるつもりはないんですけれども委員がされては。委員はいかがでしょうか。私でよろしければ、もう私がやっちゃいますけれども。

○委員 もちろん、委員のお二人で。

○委員 では、私がやります。

○仮議長 横山委員に引き受けていただきましたので、ありがとうございます。では、すみません、横山委員、会長席のほうへお願いできますでしょうか。

それでは、早速ですけれども、一言ご挨拶をお願いできればと思います。

○会長 まとめ役を引き受けることになりました。円滑な議事の進行に努めて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

○仮議長 ありがとうございます。それでは、会長さんが選出されましたので、ここからの議事は、会長さんのほうによろしく願いしたいと思います。

○会長 それでは、次第に従いまして、議事を進行して参ります。ご協力のほどよろしく願いいたします。

副会長の選出を行いたいと思いますが、こちらも互選により選出することとなっております。どなたか立候補あるいは推薦ということで、推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 委員の方をお願いできれば。話し合いで決めていただくのが。

○会長 では、委員から、委員のご推薦があったということで。

○委員 別に構いませんけれども。

○会長 わかりました。では、ただいま、潮来委員を副会長にとのご推薦がありました。が、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ご承認いただきましたので、潮来委員を副会長に決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。では、潮来委員、副会長席へお願いします。

潮来副会長から、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○委員 まだ、よくわかりませんが、きちんとやることをやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

続きまして、議題2の「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の運営について」に入

ります。事務局より説明をお願いします。

○市民総務課長　それでは、お手元にお配りしてあります資料をもとにご説明をいたします。

まず、資料2「市民局指定管理者選定評価委員会所管施設一覧」をご覧ください。先ほど概要説明でも少し触れさせていただきましたが、市民局所管の施設につきましては、ご覧のとおり、64の施設がございます。これらの施設につきまして、各部会に分かれて、指定管理者の管理に係る年度評価や次期指定管理予定候補者の選定に係る審議をいただくこととなります。

一覧表の一番上の項目をご覧ください。左から、所管部会名、その右が所管している課名、その右が施設のナンバーと施設名、一番右が現在の指定管理者と指定期間でございます。本年度は、今年4月から指定期間となっております、No.2の千葉市民活動支援センターを除いた全ての施設に係る年度評価のご審議をお願いいたします。

まず、市民・文化部会が所管する施設が、No.1の中央コミュニティセンターからNo.12の文化交流プラザまででございます。一番上から、市民総務課が所管する、No.1の中央コミュニティセンターですが、現在シンコースポーツ（株）が指定管理者となっております。次の2番の千葉市民活動支援センターは、特定非営利活動法人まちづくり千葉・リベルタちば共同事業体が指定管理者となっております。3番の中央立体駐車場及び4番の栄町立体駐車場でございますが、同じ事業内容の施設を同一の指定管理者が一括して管理することにより効率的な運営が図れるため、一括で、アマノマネジメントサービス・アマノ千葉市立駐車場等管理共同企業体が指定管理者となっております。同様に、その下、5番の市民会館から9番の千城台コミュニティセンターまでは、アートプレックスちば事業体で一括であり、9番の千城台コミュニティセンターは7番の若葉文化ホールとの複合施設であるためここに含まれております。次の10番の市民ギャラリー・いなげは、(公財)千葉市教育振興財団で、11番の美術館も同じ団体でございます。12番の文化交流プラザは、千葉トリニティ運営事業体が指定管理者となっておりますが、本年度一杯で指定期間が終了するため、年度評価に合わせて、過年度の評価結果を踏まえた総合評価、そして、次期指定管理予定候補者の選定も本年度行っていただきます。次に、網かけの部分の13番の男女共同参画センターですが、こちらにつきましては、市民局の施設ではありませんけれども、福祉施設との複合施設であります千葉市ハーモニープラザとして一括で指定管理者制度を導入しておりますことから、保健福祉局に審議を依頼しております。市民局では、審議は行いません。

その下の14番の大宮スポーツ広場から54番の市民ゴルフ場までがスポーツ部会になります。14番の大宮スポーツ広場は、千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会、15番の宮崎スポーツ広場は、千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会、16番のポートアリーナは、(公財)千葉市スポーツ振興財団、17番のこてはし温水プールは、シミズ・砂防コンソーシアムがそれぞれ指定管理者となっております。次の18番の高洲市民プールから52番の花島コミュニティセンターまでは、テルウェル東日本・スポーツクラブNASグループが指定管理者となっておりますが、このうち、都市局公園管理課が所管の26番の千葉公園野球場から51番の憤橋公園野球場までの都市公園施設につきましては、スポーツ施設と一括で指定管理者制度を導入していることから、市民局で審議を行っております。

なお、52番の花島コミュニティセンターは48番の花島公園体育館、49番の花島公園トレーニング室との複合施設ですので、ここに含まれております。53番のアイススケート場は、(株)パティネレジャー、54番の市民ゴルフ場は、千葉市民ゴルフ振興共同企業体が指定管理者となっております。

次の、55番、蘇我コミュニティセンターから64番、真砂コミュニティセンターまでは、各区役所部会ですが、各区役所が所管しているコミュニティセンター等で、それぞれ記載の指定管理者が管理運営を行っております。なお、一番下の美浜区役所部会にある、63番の高洲コミュニティセンターと64番の真砂コミュニティセンターにつきましては、真砂コミュニティセンターが千葉県企業庁の建物の一部を無償で借りている形で、規模が小さいことから、一括公募することにより経済的な効果が図れるため、この2つのコミュニティセンターを一括で指定管理者制度を導入しております。

所管施設につきましては、以上でございます。

次に、資料3「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」でございます。これは、冒頭にご説明がございましたけれども、本会に関することは、この条例で定められているところでございます。

次の資料4「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」でございますけれども、こちらは最初に開催した選定評価委員会にて、こちらの会議の公開及び会議録等について議決した事項でございます。まず、「1 会議の公開の取り扱い」についてですが、指定管理者選定評価委員会の会議につきましては、公開を基本といたしますが、募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は非公開となります。また、指定管理者の行った施設の管理に係る年度評価の審議の中で、指定管理者の倒産、撤退のリスク等を把握することになりますけれども、その際の財務状況に関する資料のうち、公表されていない書類がある場合には、一部非公開となります。なお、会議の全部又は一部を非公開とする必要がある場合における当該会議の全部又は一部を非公開とする旨の決定は、会長が行うものとなります。次に、「2 議事録の確定」についてですが、議事録は、事務局が作成した議事録の案に対する会長の承認をいただきまして、確定するものとなります。また、その承認は、会長の署名によって行うものとなります。なお、この規定は、部会の会議につきましても準用いたします。

次の資料5「部会の設置について」と、資料6「臨時委員の任期について」につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、各部会を担当していただく皆さんの構成につきましては会長が指名することとなっておりますので、後ほど会長さんと相談し、決定させていただきたいと思っております。

また、各部会の開催についての詳細につきましては、後日、事務局より該当の委員の皆様にご連絡させていただきます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○委員 施設が64施設とありますが、千葉市の施設はみんな指定管理になっているんですか。それとも、そうでない、他のものもあるということですか。

○市民総務課長 指定管理になっていない施設もございます。例えば、代表的なもので

いいますと、公民館ですとか図書館はまだ指定管理者制度を導入しておりません。

○委員 それはそういうものに馴染まないということですか。

○市民総務課長 今のところは、そういう判断ですけれども、検討した結果、指定管理者制度を導入したほうが良いということになれば、導入していくことになります。

○会長 すみません、ちょっと私のほうから質問なんですけれども、先ほど部会の委員の配置案は会長が指名するということですが、今、案をお示ししていただくことはできないですか。

○市民総務課長 案を持っていますか。

○市民総務課 はい。

○会長 これはあくまでも案ということで、最終的には会長が決定するというので、わかりました。他に何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

○委員 臨時委員の決め方でちょっと気になることが、今までにもちょっとあったので、ご意見を申し上げたいんですが。年度評価があるじゃないですか。そこにちょっと何らかの事情があってお見えにならない方がいらっしゃるんですけども、ちょっと自分の立場を考えて出席しづらいという方はいらっしゃいませんか。そういうことを気にされて。

○市民総務課長 評価対象が自分と何らかの関連がある場合があるということですか。

○委員 いや、気になされている方って、大丈夫ですか。同じ部会にいたんですが、顔を見たことがないんですよ。だから、そういうことを気にされているのかなと思って。立場で発言すると皆さんにご迷惑がかかるんじゃないかなという思いでもあるのかなと思ひまして。

○市民総務課長 それはないかと思うのですけれども。最初から市役所のOBだということがわかって、それで承諾していただいていると思いますので。もし、そこで支障があるのであれば、最初からお断りしてくるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○委員 ならいいんですが、ちょっと気になって。会議で姿を見かけないので、気になさっているのかなと思って、ちょっといろいろと邪推をしてしまうんですけども。そこはちょっと確認をされておいてほしいですよ。

○会長 ちなみに、この構成案の中で採用されている方ですか。誰かはおっしゃらなくてよいですが。

○委員 いえいえ、ちょっと立場的に気まずかったのかなと思うところがあって、ちょっと代わりに、代表して意見を申し上げる次第なんですけれども。

○会長 ご意見ということで。ほかに、ご質問、意見等ございますでしょうか。

(なし)

○会長 最後に議題3になります。「その他」ですが、事務局より何かありますでしょうか。委員。

○委員 同じ所は何回までやってもいいんですか。私、結構、同じところを今度も担当するところが出てきているんですが、それって問題ないですか。

○市民総務課長 特にはないですけど。

○委員 外れているところはちゃんとありますけれども、ここはちょっとずっと行き過ぎているようなところがあって、大丈夫かなと思っているんですが。

○市民総務課長 それは特に、同じところでも全然問題はないです。

○委員 いっそのこと全く関係のないところに飛ばしてもらっても構わないのですが。

○市民総務課長 もし、ご希望があればというのがありますけれども。

○委員 いや、この決め方についてなんですけれども。

○市民総務課長 決め方は特にはないんですけれども、先ほどもご説明しましたように、常任のこの5名の中からお二人は必ず部会のほうに入っていただくということがありますので、それでもって、お二人ずつ各部会に振っていったとき、同じところになってしまう確率が高いのかもしれないですね。

○委員 まあ、そうですね。いいのかなと思ひまして。ちょっとその辺、業者のほうも、なんかずっと私に居られて、逆にね。どうなのかなという部分。あくまでも案なので、こういうふう意見を申し上げたんですが、だから次に、固定化されてしまうと、ちょっとまた非難が起きたりしないかなと。

○市民総務課長 特にそういったことはないです。

○委員 わかりました。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、改めまして、議題3につきまして、事務局からお願いします。

○市民総務課長 今回の会議録の公開について、ご説明いたします。

今回の委員会の会議録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしくご願ひいたします。ご確認いただきました後は、9月頃を目途に、市のホームページに掲載して公表いたします。

次に、次回の会議予定についてですけれども、各部会での評価を受けての部会報告と運営等に対する意見交換を行いたいと思ひます。10月頃に第2回目の会議を予定しておりますので、よろしくご願ひいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○委員 議事録についてですが、これは文書で残していただけるわけですね。

○市民総務課長 はい、そうです。

○委員 それが回ってくるわけですか。

○市民総務課長 はい。

○委員 それを見て。それは同時に回すのですか、1つのものをぐるっと。

○市民総務課長 いえいえ、皆様に同時に、同じものを。

○委員 そうですか。わかりました。

○市民総務課長 何らかの修正があれば、また修正したものを再度確認させていただきます。

○委員 はい。よそのこういう会議で、既に上の方がサインしたものが回ってきたりしまして、ちょっと直しにくいなという、そういうのがありますので。了解いたしました。

○会長 最終的には、部会長が署名したものが正式な会議録になるんですね。

○市民総務課長 はい。

○会長 その過程では、皆様にご覧いただく機会がありまして。主に自分のところでしょうかね。

○市民総務課長　　そうですね。

○会長　　人のところは、明確な意見があるのであれば、別でしょうけれども。それで確認をした上で問題ないだろうということ。

ほかにご質問等ございますでしょうか。

○委員　　10月の話で先走って恐縮なんですけど、年度評価をやって、運営について話し合いをやりますよね。やっぱり現場にいて、いろいろと基準について見たんですけれども、やっぱり齟齬を来している部分というのは否めないところがあって、そういう話をして、結局、指定管理者制度を管理しているのは総務局でしょう。そこに意見は届かないんですか。

○市民総務課長　　伝えてはおります。

○委員　　では、例えば女性の雇用率の問題とか、あとは障害者雇用率とか、そういうような基準項目がありますよね。例えばですよ、提案書どおりにそれを満たしていれば、高い比率であっても達成したというふうになるじゃないですか。だけれども、それが例えば、パートの職員であっても、例えば千葉市の女性の雇用率と比較したときに圧倒的に勝っていても、提案書どおりにやったというのは、対外的に見ておかしくないんですか。千葉市はちなみに何%ぐらいなんですか、女性の雇用率は。

○市民総務課長　　すみません、ちょっとわからないです。

○委員　　それを上回っているのに、提案書どおりで2点というのは何かおかしくないですか。

あとは、地域の実情というものもどこかで反映させてほしいんですよ。高齢化率の高まっている地区と、やっぱりまだ若い人たちがいるところの地区とでは、乳幼児室の稼働率の基準の読み方というのはちょっと変わってくるんじゃないですかね。そうなったときに、やっぱり各区役所にいる地域振興課の方々の意見というのをちょっと取り入れたほうがいいんじゃないかなと思います。

ただ、そうすると、全市的な基準というものを設けることに本当に意味があるのかなと。だから、施設によって、そこはもうちょっと柔軟にやってほしいところがあるんですけども。

あとは、やっぱり指定管理者制度をやってみるとわかることなんですけれど、いわゆるセクショナリズムですよ。各局が持っている施設が近隣にあると、民間の指定管理者が入ると、そこを活性化するためにいろんなイベントをやるじゃないですか、自主事業を。食い合っちゃうんですよ。その問題が、最近言われるようになってきたんですよ。だから、そういうところでは、もしかしたら市民局よりも総務局のほうがふさわしいのかもしれないんですけれども、そこでちょっと整理したほうがいいんじゃないかなと思って。どこかで話せる場がないかなというふうに考えるんですね。ちょっと機械的にルールを定めて、それで処理していこうという感が強過ぎちゃって、このコミュニティセンターについては、やっぱり超高齢社会を迎えて人口が減っていく中で、先ほどのお話にもあったとおり、教育委員会が抱えている公民館の兼ね合いもあるじゃないですか。もうちょっと公の施設の運営のあり方というのを考えたほうがいいと思うんですけれども。余力がなくなってしまうからやるよりは、まだ余力があるときに手をつけていったほうがいいんじゃないかなというふうに、特に強く思うんです。なかなかそれが総務局のほうまで届かないのが歯が

ゆくて、あえて、ここで議事録に発言が残るように話をしたわけです。

○会長 次回、総務局の方にお越しいただくというのは難しいんですかね。

○市民自治推進部長 多分、委員さんのおっしゃることもひとつわかるんですけども、やはり基本的に、確かに市民局、数は多いんですけども、やっぱり全体としての千葉市オールというところを総務局は見ますので、その辺の話が出てきますので。うちのほうからちゃんとお伝えはさせていただきますし、その辺を考えて直せるものは直していただければとは思いますが、なかなかちょっと声が届かなくて申し訳ないというところがありますけれども。

○委員 実際に民間事業者を入れたはいいけれども、民間経営で食い合ったって意味ないじゃないですか。

○市民自治推進部長 それは、おっしゃることはわかるんですけども。

○委員 選定と評価は我々がやりますけれども、基準づくりには関われないでしょうという。

○市民自治推進部長 そのこの部分はそうですね。そこは、また、向こうのほうも審議会を持っておりまして、その中でまた議論されることもありますので、審議会は審議会の委員の先生方の話の、ちょっと。

○委員 その先生たちが、ちゃんとかういう実情をわかっているんだったらいいんですけども、やっぱり委員会に出てきても発言できない人いるじゃないですか。それだと困るんですよ。そういうところも、基本的にはちょっと総務局のほうに伝えてほしいなどは思います。

○市民自治推進部長 いずれにいたしましても、その辺も含めて伝えるなり、伝えるだけではなくて、お話をさせていただきたいと思います。

○会長 じゃあ、その件に関しましては10月におっしゃっていただければと思います。他に何かご意見等がございましたでしょうか。

○委員 今の委員の話のことなんですけども、ただ、市民局と総務局の違いが正確にはわからないんですけども、何となくはわかります。そういう意味では、この委員会では、それぞれ管理運営を業者が適切にやっているかどうかということと、今回、選定はないんですけども選定業者として適切かどうかという選定。それをやることは、この委員会の目的としてはそれでいいんだと思うんですけど。ただ、おっしゃるとおり、それを超えて、つまらないところで競合しているのであれば、市としては、全体としては適切でないというのがあるかもしれないし、あるいは、それが基準の中で反映するなり、入り込める、そういうことができるのであれば非常に良い、というふうには感じました。それだけです。よくわかっていない中で発言をしていますけれども。

○市民総務課長 いえいえ、全くそのとおりです。この委員会に諮問されている内容というのは、指定管理予定候補者の選定とその評価ですので、おっしゃるとおり、それで。ただ、委員さんからは、従前からおっしゃっていただいているんですが、その選定・評価のやり方にちょっと問題があるんじゃないのかと。そこに我々は意見が言えないんですけども、何とかならないかということ、前からご意見をいただいているところです。

○委員 ここのコミュニティセンターなんですけれども、だから、公益性の高い施設と見るのか、ただの大人がサークル活動をやるための貸し部屋と見るかによって、性格が変

わってくるんじゃないのかと。だから、そこをどう捉えるかになると思うんですよね。あとは、住人の方々の動線というのもありますから。

○委員 私もちょっと議論がよく見えていないんですけれども、おっしゃっているのは、基準づくりに関与ができるような形が望ましいと。

○市民総務課長 はい。まだ実際に評価をやっていないので、おわかりにならないと思うんですけれども、まず、評価は市の側からいたします。市が評価するやり方というのが、基準が決まっております、そのとおりにやるんです。三段階で評価することになっております、そのやり方というのは、まず、最初に指定管理者が応募するときに、「私はこの施設を管理する上で、こういう管理ができます」という提案をしてくるんです。その提案内容をもとに、その提案どおりにできたかどうかというのが評価の基準になるわけなんです。ですので、できていれば、三段階の2点という形で、オール2点以上であれば、また、提案どおりにやっているから、いいねという評価になるわけですが、例えば、先ほど委員さんがおっしゃいましたように、ある項目については素晴らしいのに、そこが基準を満たしているから2点しかつけられないのかとか、そういうようなところを問題として挙げられていらっしゃるということなんです。

○委員 あと、子どもの数がないのに、乳幼児室の稼働率を高めろみたいな、無茶な話じゃないですか。高齢化が進んでしまって、そういう地域もあるみたいなので。あとは、料理室というのが問題になっているんですけれども、どうしたって、夕方の時間というのは稼働率が下がってしまいますので。家で食事を作るわけですから。そこも稼働率の中に入れて、そういう実情を考えたら、ちょっと見直すべきことってあるんじゃないかなと思うんです。だから、それは総務局の方はわかっているのかなと。多分、市民局の方はよくわかっていると思うんです。だから、この議事録の中に残るように、皆さんと問題意識を共有されていたほうがいいかなと思って発言した次第なんですけれども。

○会長 ちなみに10月までに新任の委員さんが評価していただく機会はないんですかね。

○市民総務課長 ございます。

○会長 ありますか。

○市民総務課長 はい。

○会長 そこで、一度ご覧いただいて。

○市民総務課長 はい。

○会長 ほかにご意見はよろしいでしょうか。

(なし)

○会長 そうしましたら、皆様方のご協力によりまして、本日の議事は全て終了いたしました。

ありがとうございました。

最後に、事務局にお返しいたします。よろしく願いいたします。

○司会 長時間にわたりまして、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年度第1回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会を閉会いたします。

本日は、ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。